

## 大館市水道事業等工事検査実施要領

### (目的)

第1 この要領は、大館市水道事業等工事検査規程（平成20年管理規程第13号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、工事の検査と工事成績評定を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (検査の要領)

第2 検査は、原則として実測によるものとし、秋田県が定める「工事検査の基準」により行うものとする。

### (その他管理者が命ずる検査員)

第3 規程第5条第1項第3号で規定する検査員（以下、「三号検査員」という。）は、建設部に所属する企業職員のうち、係長の職にある者とする。

### (検査の区分)

第4 規程第5条に規定する検査員の検査を行う区分は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

- 一 1件の契約額が130万円を超える検査については、規程第5条第1項第1号で規定する検査員（以下「一号検査員」という。）又は規程第5条第1項第2号で規定する検査員（以下、「二号検査員」という。）が行う。
- 二 1件の契約額が130万円以下の検査については、一号検査員又は三号検査員が行う。
- 三 総務部契約検査課で入札を執行した工事の検査については、前2号の区分にかかわらず二号検査員が行う。ただし、二号検査員に対し検査業務が一時に集中し、検査を速やかに行うことができないときは、契約検査課長（以下「検査担当課長」という。）は工事担当課長と協議のうえ、第1号に該当する工事の検査にあっては一号検査員に、第2号に該当するものにあっては一号検査員又は三号検査員に検査を行わせることができるものとする。

### (検査の時期及び依頼)

第5 工事担当課長は、一号検査員または二号検査員の検査を要する工事について、規程第6条に規定する検査の時期において、完成確認のうえ遅滞なく、工事検査執行依頼書（様式第1号）を検査担当課長に提出するものとする。

- 2 中間検査で、一号検査員または二号検査員に検査依頼する場合は、様式第1号により行うものとする。
- 3 中間検査は、完成後では出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事又は完成後では手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施する。ただし、監督職員が実施する段階確認をもってこれに変えることができる。
- 4 検査担当課長は、第1項の工事検査執行依頼書を受領したときは、工事検査執行書（様式第2号）により通知するものとする。

### (関係者)

第6 規程第7条第1項の「工事の施工に係る関係者」とは、次の者をいう。

- 一 工事責任者及び現場担当責任者
- 二 工事監督職員

(検査に対する準備)

第7 規程第7条第2項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(検査後の措置)

第8 検査担当課長は、規程第8条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き工事担当課長と協議するものとし、その結果に基づき指示書(様式第3号)により指示するものとする。指示を受けた工事担当課長は必要な措置を講ずるものとする。

2 検査員は、手直しに要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の取扱いによらず、検査の際に口頭で指示できるものとする。

3 工事担当課長は、第1項による手直し工事の完成を確認したときは、手直し工事完了報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(検査報告書等)

第9 規程第8条に規定する検査報告書等の様式は次のとおりとする。

一 工事検査報告書 様式第5号

二 工事検査結果通知書 様式第6号

三 破壊検査理由通知書 様式第7号

(工事成績評定)

第10 工事成績評定については、大館市工事成績評定要領を準用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第6 関係)

検査上必要な機械器具及び帳簿

1 機械器具	(1) 水準器、箱尺 (2) 経緯器 (3) ポール、テープ (4) スコップ (5) ツルハシ (6) ハンマー (7) 鉄矢 (8) 足場ハシゴ (9) テストハンマー (10) その他
2 諸帳簿	(1) 材料検収簿 (2) 材料の規格、強度試験表及び工事の施工過程と工事量が明瞭に把握できる写真その他 (3) 工事中の測量検査(立会)を立証し得る野帳その他の記録、コンクリート圧縮試験表 (4) 設計図書類(コンクリート調合設計書を含む。) (5) その他

## 工事検査執行依頼書

契約検査課 課長                      様

次のとおり工事の(完成・出来高・進捗)を確認したので、関係書類を添えて工事検査を依頼します。

年    月    日

担当課 課長                      印

	年度	契約番号	検査番号
検査の種類	( 出来高率 )		
業 種			
工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	(当初 )		
受 注 者			
契約期間	当 初	着工:      年    月    日	完成:      年    月    日
	変 更	契約:      年    月    日	完成:      年    月    日
監督職員等	主任監督職員		
	監督職員		
	監督職員		
監理(主任)技術者			
現 場 代 理 人			
完 成 日※	年    月    日		
確 認 日	年    月    日		
確認者職氏名			
検査希望日時	年    月    日      時    分		
備 考			

(※ 出来高検査時には、既済部分検査請求年月日を表示すること。)

## 工事検査執行書

担当課 課長 様

年 月 日に依頼のありました検査を、下記のとおり実施します。

年 月 日

検査担当課 課長 印

年度	契約番号	検査番号	
検査の種類	( 出来高率 )		
業種			
工事番号			
工事名			
工事場所			
契約金額	(当初 )		
受注者			
契約期間	当初	着工: 年 月 日	完成: 年 月 日
	変更	契約: 年 月 日	完成: 年 月 日
完成日※	年 月 日		
確認日	年 月 日		
確認者職氏名			
検査日時	年 月 日 時 分		
検査員職氏名			
備考			

(※ 出来高検査時には、既済部分検査請求年月日を表示すること。)

手直し工事指示書

年 月 日

工事担当課長様

契約検査課長 印

検査の結果下記のとおり指示します。

工 事 名	
検 査 年 月 日	
手 直 し 期 限 年 月 日	

指示事項

様式第4号 (第7関係)

手直し工事完了報告書 ( 年 月 日)	
契約検査課長様	工事担当課長 ⑩
年 月 日の検査で指示あった事項については、手直し工事が完了したので、関係資料を添付して報告します。	
工事名	
確認年月日	年 月 日
指示事項	

様式第5号(第8関係)

決裁区分									

## 工事検査報告書

年 月 日

大館市長 様

検査員所属・職氏名

検査の結果、下記のとおり報告します。

印

	年度	契約番号	検査番号
検査の種類	( 出来高率 )		
業 種			
工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	(当初 )		
受 注 者			
契約期間	当 初	着工: 年 月 日	完成: 年 月 日
	変 更	契約: 年 月 日	完成: 年 月 日
監督職員等	主任監督職員		
	監督職員		
	監督職員		
完 成 日	年 月 日		
確 認 日	年 月 日		
確認者職氏名			
検 査 日	年 月 日		
発注者立会人			
受注者立会人			



様式第6号(第8関係)

(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名

様

年 月 日

大館市長

## 工事検査結果通知書

次の工事について、検査の結果を通知します。

記

検査の種類	( 出来高率 )
工事名	
工事場所	
契約金額	
契約日	年 月 日
契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日
完成日	年 月 日
検査日	年 月 日
検査立会者	
検査結果	

※ 本工事に係る「保管金払渡請求書」及び「保証書に係る領収書」を提出する際には、本通知書の写しを添付すること。

(番 号)  
年 月 日

(契約の相手方)

商号又は名称  
代表者氏名 様

大館市長

破壊検査理由通知書

次の工事において、最小限度破壊して検査する必要があると認められるので通知します。  
なお、検査並びに復旧に要する費用は、契約事項第31条第3項の規定により、請負者の負担となります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 立 会 者	
検 査 結 果	